

鮭川訪問看護ステーション

重要事項説明書（介護保険）

1 サービスの概要

【サービスの内容】

「（介護予防）訪問看護」とは、居宅に伺い、心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うサービスです。

【業務方針】

利用者の心身の状況やご家族の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と鮭川訪問看護ステーションとまりが作成する「（介護予防）訪問看護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、（介護予防）訪問看護を提供します。

2 当事業所の概要

名称・法人種別	株式会社灯 鮭川訪問看護ステーション とまり
代表者役職・氏名	代表取締役 梅津 里香
事業所所在地	〒999-5203 山形県最上郡鮭川村大字川口 2839-33
電話番号	0233-25-8227
介護保険指定番号	0662590025
通常サービス実施地域	鮭川村

3 営業日及び営業時間

月～金曜日	8 時 30 分～17 時 30 分
休祭日	土・日・祝・年末年始（12/31～1/3） （利用者の希望に合わせて、相談のうえ営業とする）
連絡先	0233-25-8227

4 キャンセル

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金を頂きます。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前営業日の 17 時迄、連絡を頂いた場合	無料
サービス利用日の前営業日の 17 時迄、連絡を頂かない場合	利用者負担金全額

* 利用者の容体の急変等や緊急かつやむを得ない事情がある場合については、キャンセル料は不要となります。

5 利用料金（各 1 回につき）

看護師等による訪問	1 割負担	2 割負担	3 割負担	介護予防
20 分未満	314 円	628 円	942 円	303 円
30 分未満	471 円	942 円	1,413 円	451 円
30 分以上 60 分未満	823 円	1,646 円	2,469 円	794 円
60 分以上 1 時間 30 分未満	1,128 円	2,256 円	3,384 円	1,090 円

◎理学療法士・作業療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員に代わり訪問します。

* 介護予防訪問看護において利用開始日の属する月から 12 月超えの場合は、1 回につき 5 単位を減算。

理学療法士・作業療法士 言語聴覚士による訪問	1 回（20 分以上）293 円×2 回 586 円（1 割負担）	介護予防 283 円×2 回 566 円（1 割負担）
---------------------------	--------------------------------------	--------------------------------

（介護：1 日 3 回以上の場合は 90/100）（介護予防：1 日 3 回以上の場合は 50/100）

◎早朝・夜間・深夜料金加算

早朝（午前 6 時～10 時）	上記利用料金について 25%加算になります
夜間（午後 6 時～10 時）	上記利用料金について 25%加算になります
深夜（午後 10 時～午前 6 時）	上記利用料金について 50%加算になります

◎その他の加算

		1 割負担	2 割負担	3 割負担
特別地域訪問看護加算（1 回につき）		上記利用料金について 15%加算になります		
緊急時訪問看護加算Ⅰ（ご契約の方には 24 時間対応します）		600 円	1,200 円	1,800 円
長時間訪問看護加算（1 回につき）※ 1		300 円	600 円	900 円
特別管理加算Ⅰ	気管カニューレやカテーテル類等使用	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算Ⅱ	人工肛門や在宅酸素等を使用	250 円	500 円	750 円
複数名訪問加算Ⅰ * 同時に複数の看護職員との訪問	30 分未満	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 円	804 円	1,206 円
複数名訪問加算Ⅱ * 同時に看護補助者との訪問	30 分未満	201 円	402 円	603 円
	30 分以上	317 円	634 円	951 円
初回加算Ⅰ	病院から退院した日が初回訪問の場合	350 円	700 円	1,050 円
初回加算Ⅱ	退院日の翌日以降が初回訪問の場合	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算		600 円	1,200 円	1,800 円
ターミナルケア加算		2,500 円	5,000 円	7,500 円

※ 1 特別管理加算対象者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合に算定します。

◎保険外の加算料金

- (1) 介護保険指定訪問看護を提供する場合、通常の営業の実施地域外において指定訪問看護に要した交通費は下記表の通り徴収いたします。

区分	料金	備考
事務所から実測距離で 7km 未満	0 円	
7 km 以上 10km 未満	150 円	

10km 以上 20km 未満	200 円	消費税込む
20km 以上 30km 未満	250 円	
以下 10km 増すごと	+ 50 円	

※やむを得ない事情がある場合は相談の上交通費を減額する場合があります。

(2) 死後の処置料は 12,000 円とします。

(3) サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合やサービスの提供を途中で切り上げた場合には、変更したサービス内容に応じたサービス料金を徴収致します。

(4) その他実費

衛生材料費	実費相当額
30 分未満の訪問看護	一回につき 4,710 円
30 分以上 1 時間未満の訪問看護	一回につき 8,230 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護	一回につき 11,280 円
1 時間 30 分を超える訪問看護	1 時間毎に 4,000 円

6 サービス内容に関する相談・苦情受付相談

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

代 表 者 名	梅津 里香
電 話	TEL (0233) -25-8227 FAX (0233) -25-8228
受 付 時 間	8：30～17：30（営業日）

(2) その他、以下の市町村等の苦情窓口にも相談することもできます。

市 町 村 名	*お住まいの最寄の市町村へお問い合わせください。
備 考	管轄所在地（鮭川村役場 医療・介護相談支援センター 電話 0233-55-2111

(3) 国民健康保険団体連合会への相談・苦情受付窓口

国 保 連 合 会	山形県国民健康保険団体連合会
電 話 番 号	0237-623-7544
担 当 部 署	介護保険課

7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関は搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの県、市町村、ご家族、居宅介護支援専門員等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。（当事業所は損害保険ジャパン(株)と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9 虐待の防止について

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩や苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 従業者は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いは出来ません。
- ② 従業者は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承ください。
- ③ 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

事業 者	所在地	〒999-5203
		山形県鮭川村大字川口 2839-33
		電話 (0233) -25-8227 FAX (0233) -25-8228
	事業者名	株式会社灯 鮭川訪問看護ステーション ともり
	代表者名	代表取締役 梅津 里香
	指定番号	0662590025

利 用 者	住　所	〒 電話番号（ ）
	氏　名	(印)
代 理 人	住　所	〒 電話番号（ ）
	氏　名	(印)（続柄）